

## 2 企 画 調 整 課

### (1) 近畿厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整

企画調整課では、局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整を所掌しており、本省との連絡調整、局内の取りまとめや調整等を行っています。

平成 25 年度に企画調整課が担った主な業務

- ・近畿厚生局の組織目標の策定
- ・近畿厚生局業務計画の取りまとめ及び進捗管理
- ・近畿厚生局業務報告の編集
- ・近畿厚生局広報委員会の運営
- ・近畿厚生局ホームページの改善
- ・「国民の皆様の声」の集計報告
- ・近畿厚生局ホームページに寄せられたご意見、公益通報等に係る対応

### (2) 近畿厚生局ホームページによる情報発信

近畿厚生局ホームページを平成 25 年 3 月に全面リニューアルし、ユーザー視点から情報の探しやすさを追求し、コンテンツの分類や情報整理を行い効果的なナビゲーションの設置、音声読み上げソフトへの対応や文字の拡大、コントラストの変更等のアクセシビリティの向上に努めるなど、利用者が分かりやすく使いやすいホームページに改善しました。

今後も、「よくあるご質問」の見直しを行うなど掲載情報の追加・充実に取り組むとともに、事業対象者及び国民の皆様へ、近畿厚生局の事業についてより一層ご理解いただくため、近畿厚生局ホームページを通じて積極的に情報発信してまいります。

### (3) 近畿地方社会保険医療協議会の運営

#### ① 概要

近畿地方社会保険医療協議会は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の 2 府 5 県を管轄区域として、社会保険医療協議会法及び社会保険医療協議会令に基づき、保険医療機関、保険薬局の指定及び指定の取消並びに保険医、保険薬剤師の登録の取消について審議を行っています。

#### ② 業務

近畿地方社会保険医療協議会の総会は、委員 20 名で構成され、保険医療機関及び保険薬局の指定の取消並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消等について審議しており、その運営を企画調整課が行っています。

また、近畿地方社会保険医療協議会の部会は、近畿厚生局管内 7 府県にそれぞれ設置（委員数は 8 名）され、保険医療機関または保険薬局の指定について審議しており、その運営を 7 府県の府県事務所が行っています。

#### ③ 実績

ア 近畿地方社会保険医療協議会総会の開催状況

(単位：回)

	23年度	24年度	25年度
近畿地方社会保険医療協議会総会の開催状況	8	9	9

イ 近畿地方社会保険医療協議会部会は、近畿厚生局管内7府県の府県事務所に  
おいて毎月開催されました。

(単位：回 7府県事務所 各12回)

	23年度	24年度	25年度
近畿地方社会保険医療協議会部会の開催状況	84	84	84

※ 総会及び部会の議事要旨については、近畿厚生局ホームページで公開して  
おります。

#### (4) 診療関連死に関する関係機関との調整

##### ① 概要

医療の安全を確保するため、厚生労働省において医療事故による死亡の原因究  
明・再発防止等の在り方について検討が行われています。

企画調整課では、そうした仕組みの創設に向けた関係機関との調整に関する業  
務を行っています。

##### ② 実績

大阪府に設置されている「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業(実  
施主体は一般社団法人日本医療安全調査機構)」の評価委員会にオブザーバー  
として出席し、厚生労働省医政局総務課医療安全推進室に情報提供を行って  
います。

(単位：回)

	23年度	24年度	25年度
モデル事業地域評価委員会出席状況	2	6	5